

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		健康パークあざい		
施設所管課		健康福祉部健康企画課		
施設概要		<p>所在地：滋賀県長浜市野瀬町828番地 構造・面積：①温浴施設 ②公園施設 ③薪ボイラー棟 ①鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建て（地下1階） 敷地面積 20,835.07㎡、延床面積 1,202.72㎡ ②木造平屋 ※ただし、回廊部分のみ 敷地面積 8,218㎡、延床面積 504.77㎡※回廊部分 ③木造平屋 建築面積 30.45㎡、延床面積 30.45㎡ 開設年度：平成16年4月1日 薪ボイラー棟は平成30年4月1日 施設内容：別表のとおり</p>		
募集概要	募集方法	公募		
	募集要項配付期間	令和5年7月11日～8月14日		
	申請書類受付期間	令和5年8月7日～8月14日		
	指定管理業務内容	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	
		指定管理業務内容	<p>① 健康パークあざい条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ア 住民の健康保持増進に関すること イ 住民の交流に関すること ウ 施設の利用促進に関すること エ その他施設の目的を達成するために必要なこと ② 管理施設（附属設備を含む）の維持管理に関する業務 ③ 木質バイオマスボイラーの管理に関する業務 ④ 管理施設の使用許可、使用制限及び指導に関する業務 ⑤ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑥ その他市長が必要と認める業務</p>	
指定管理料限度額	<p>令和6年度 25,691,000円 令和7年度 25,691,000円 令和8年度 25,691,000円 令和9年度 25,691,000円 令和10年度 25,691,000円 ※ この額は、現行の消費税率（10%）に基づき積算しています。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとします。</p>			
応募状況 ★	申請者（合計1者）		共同申請の場合の構成	
	所在地	名称		
	申請者 A	東京都中野区 東中野三丁目 18番12号	株式会社日本水泳振興会	—
審査	審査方式 ★	長浜市指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を		

		総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査します。																												
	選定委員会委員 ★	5人																												
	審査経過 ★	第1回選定委員会（令和5年7月4日開催） 施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。 第3回選定委員会（令和5年9月4日開催） 申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。																												
	審査基準	別紙 審査基準のとおり																												
審査結果	指定管理者の候補者	株式会社日本水泳振興会																												
	審査結果及び理由	<p>【審査基準に基づく採点結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">審査基準</th> <th rowspan="2">配点</th> <th>申請者の点数</th> </tr> <tr> <th>株式会社日本水泳振興会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準1</td> <td>15</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>審査基準2</td> <td>70</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>審査基準3</td> <td>30</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>審査基準4</td> <td>50</td> <td>39.8</td> </tr> <tr> <td>審査基準5</td> <td>35</td> <td>25.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200</td> <td>155.8</td> </tr> <tr> <td>(参考)100点換算割合</td> <td>100</td> <td>77.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定管理料の提示額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社日本水泳振興会</td> <td>25,691千円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【理由】 株式会社日本水泳振興会はこれまで20年間に渡り健康パークあざいの運営を担い、健康寿命への寄与する取組など、長浜市の思いと合致した運営を行ってきた実績がある。また隣接している診療所やあざいカルチャー&スポーツビレッジとの連携にも引き続き積極的な姿勢を見せるなど、地域への還元も期待できる。 経営母体も安定しており、今後も引き続き安定した運営が期待できることから、指定管理者候補者として適当であると判断した。</p>	審査基準	配点	申請者の点数	株式会社日本水泳振興会	審査基準1	15	12	審査基準2	70	54	審査基準3	30	24.8	審査基準4	50	39.8	審査基準5	35	25.2	合計	200	155.8	(参考)100点換算割合	100	77.9	申請者		株式会社日本水泳振興会
審査基準	配点	申請者の点数																												
		株式会社日本水泳振興会																												
審査基準1	15	12																												
審査基準2	70	54																												
審査基準3	30	24.8																												
審査基準4	50	39.8																												
審査基準5	35	25.2																												
合計	200	155.8																												
(参考)100点換算割合	100	77.9																												
申請者																														
株式会社日本水泳振興会	25,691千円/年																													
市が選定する指定管理者の候補者	株式会社日本水泳振興会	長浜市指定管理者選定委員会の審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の各号のいずれにも適合し、適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を健康パークあざいの指定管理者の候補者に選定した。																												

(別表)

施設内容

施設内容			面積
温浴施設	入浴施設 1階	天然鉱石風呂2か所 炭酸泉風呂2か所 遠赤外線サウナ1か所 ハードフィーリングサウナ1か所 ソフトフィーリングサウナ1か所 スチームサウナ1か所 水風呂2か所、洗い場、かかり湯 シャワー、更衣室、休憩室 入浴施設受付	915.71 m ²
	プール	運動プール室(7m×8m)深さ1.1m ジャグジー 採暖室(遠赤外線サウナ)	
	ロビー	風除室、下駄箱、トイレ エントランスホール	
	レストラン	客席 厨房設備	
	入浴施設 2階	セラミックバス、更衣室 リラクゼーションルーム2か所	287.01 m ²
ロビー	マッサージルーム マッサージルーム受付 休憩室、厨房設備		
公園施設	グラウンドゴルフ	グラウンドゴルフ場2面・計16ホール	敷地面積 8,218 m ² 延床面積 504.77 m ²
	ゲートボール	ゲートボール場4面	
	多目的広場	回廊(1周200m屋根付き)	
薪ボイラー棟	薪ボイラー	型式:PYROMAT ECO 151 種類:薪焚き無圧開放温水ボイラー 使用燃料:薪(含水率(WB):30%以下)	
	蓄熱タンク	型番:WS-732/37 容量:73200	

(別紙)

健康パークあざい指定管理者審査基準

審査基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	100点満点換算
1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。(条例第1号)	(1) 公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①公の施設として市内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ②提案内容に偏りがないか。 ③指定管理者を希望する理由・目的は適切か。	事業計画書 1 基本方針 3 利用促進 4 サービス向上 7 自由提案	15	7.5
	(2) 施設の設置目的及び市が示した管理の方針との整合性	①施設の設置目的を理解し、市が示した管理運営の基本的な考え方と申請者が提案した管理運営の基本方針が合致するか。 ②事業内容が設置目的や市の管理運営の基本的な考え方に沿ったものとなっているか。	事業計画書 1 基本方針 3 利用促進 4 サービス向上	20	10
	(3) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	①利用促進の取組内容は適切か。 ②地域・関係機関・ボランティア等との連携が図られているか。 ③施設のPRや情報提供は適切か。	事業計画書 3 利用促進 7 自由提案	30	15
2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。(条例第2号)	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービス向上のための取組内容は適切か。 ②利用者等からのニーズの把握方法は適切か。 ③利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ④自主事業は、施設の特色を活かした内容となっているか。	事業計画書 3 利用促進 4 サービス向上	20	10
	3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られること	(1) 施設の維持管理の適格性及び実現の可能性	①求められている実施水準が、事業計画書で提案されているか。	事業計画書 5 管理運営	15
	(2) 施設の管理運営に係る経	①指定管理料の提案金額は適切か。 ②具体的な経費縮減につい	事業計画書 5 管理運営 収支計画書	15	7.5

と。 (条例第3号)	費の内容	て実効ある取組が期待できるか。 ③利用料金の設定金額は適切か。			
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (条例第4号)	(1) 安定的な運営が可能となる人的能力	①組織体制・職員配置は適切か。 ②人材育成、研修計画は十分か。 ③指定管理業務に必要な資格を持った職員が配置されているか。	事業計画書 2 組織体制 団体概要書 共同事業体業務分担表	15	7.5
	(2) 収支計画の内容及び実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。	事業計画書 5 管理運営 6 その他 収支計画書	10	5
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	①申請者の財務状況は健全か。	団体概要書 決算関係書類	10	5
	(4) その他適切な管理を行うための能力	①個人情報の保護が図られているか。 ②環境への配慮がなされているか。 ③防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。	事業計画書 6 その他	15	7.5
5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準 (条例第5号)	(1) 自由提案	①自由提案の内容は施設の目的に合致してふさわしいか。	事業計画書 1 基本方針 3 利用促進 4 サービス向上 7 自由提案	15	7.5
	(2) 地域交流の拡大の効果	①自主事業、地域振興イベント等の内容が地域住民との連携交流が図られるような工夫がされているか。		20	10
合計				200	100
(参考) 100点換算割合					

注 最低制限基準は60点(100点満点中)です。申請者が1団体しかない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定しません。